

佐伯城絵図解説（三）

会員 小野英治

二書はあつた圖の解説文が欠落しておりますので、これらを補う意味から次にその全文を記しておきます。

今日本『佐伯藩時代屋敷圖（明治四年頃）』の一部と『大手御矢倉』の圖、そして『御城内御絵圖物間取之圖』をとくあげてみました。

『佐伯藩時代屋敷圖』については、今日迄広く流布されていて、いまさらここに紹介する必要もないほどですが、後二者、つまり大手前と三の丸御殿とのつながり、位置関係を理解する上から重要なと思われますので、その一部を挿入いたします。

『大手御矢倉』の圖と『御城内御絵圖物間取之圖』については、未だ公開された事がなく、ともに旧藩時代、佐伯藩御用大工棟梁として名字帶刀を許されてい大清田、吉田兩家に伝来所蔵する貴重なものですが、兩圖とも大画面である為、筆者が掲載の都合上、適当に縮小製図しております事をお断りします。

最初に『佐伯藩時代屋敷圖』について述べてみる事に致します。

本圖は、先ず大正四年四月廿三日、関谷鏡太郎著で東京市外旋橋柏木一六九番地、東京電事通信社より『明治四年頃佐伯藩時代屋敷圖』（佐伯市教育委員会蔵）として発行され古のが最初で、次に昭和八年五月一日、米沢斐波製図で高麗佐伯氏が勉強堂印刷所より発行、そして去年これを、佐伯氏族委により複刻されたのが『明治百年記念、佐伯昔と今』に挿入の画面です。しかしこの画面には前

一 藩主、居子本丸ト云ハズシテ三ノ丸トシモ云フ事ハ
山城ヲ本城ト称シ其ノ或ル部分ヲニ、丸ト称セシニ
由ルナルベシ、旧藩ニ一御本城御番人一丁ウ職名ア
リシテ知ラル

一 山城御本城、大門ヲ入テ右手ニ樓廊、御殿アリ毎年
正月二日或八三日正則、行列ニ于藩主此本城ニ登リ
家老以下重臣列座祝酒アリヲ例トセシハ沿ニ居テ私
ヲ忘レ又謂ナルベシ

一 本城ノ一段高ニ所ニ三重ノ天主閣アリシモ往年雷火
ニ罹テ焼失セリトゾ、又城中、大砲及大鐘アリシハ
朝鮮征伐ノ時、藩祖公被地ヨリ捷帰リシモノナリト
云フ

一 公事方（クジカタ）ハ郡代ナ長官トシテ繫罪ヲ断ズル
裁判所ナリ、

一 総府ハ番頭、郡代、代官等列席シテ重罪ヲ断ズル裁
判所ナリ、

一 三府ハ総府、米金府、勘定府ナリ、

一 吉野役所ハ白坪、中村、女島、大江灘、芳島、中芳
島、大芳島等、鑿成ノ新田ヲ終称シテ塩屋村ト云ヒ
租税夫役其他村政一切ヲ管掌スル役所ニテ、吉野半
太夫累代其長ニ任ゼシ故遂ニ通称トナリシモ、寛ハ
一御薪地役所ニナド云フベキナリ

一 外壕、上御舟藏ハ後、切り通シノ外部ニ桃谷ト云フ
小河横流シ此土橋ヲ渡リタル右傍ニ斜形アリ、蓋シ
桃谷ハ城西、外壕ナラン、又斜形御門外ヨリ本馬場
ノ堤外沿ヒ洗出シノ方へ通穴ルモノハ城東ノ外濠ナ
リ、是等ハ往昔此城ノ要害ヲ諸北ノ一要素ナルベシ

以上の説明を補足すると、大手御門の右手に公事方が
あります。が、この位置は現在の第一時計店、戸倉六郎兵
衛屋敷が、大分銀行佐伯支店、武石医院、佐伯小学校。
軍務局、米廩等も同じく佐伯小学校の敷地と現在はなつ
てへます。又大手門の左手、薬所及び四教堂は現在簡易
裁判所であり、三府御門の位置が、料亭池端の位置のよ
うです。

次に、松の種えられていた土屋や堀は現在なく、ただ堀は縮小され、下水（排水）路として残されています。

金鉄馬を見て現在と太宰が変化を見られてゐる所を感しらねば才が、その外密に放ては今日と大きく変化していります。つまり街並、道路網に於てはたゞしており、このことは封建都市・すなはち城下町の面影を保ちつつ、近代都市へと移行していくことをよく物語つています。

次は大手矢倉山の圖ですが、これは先述のように清田家伝來のもので、現在はその子孫である清田義雄氏（佐伯史談会員）の所蔵になるものです。

火御門の図は、この他に吉田家にも三葉へ御醫御門と記入あり、内ニ葉は某代の記入を欠いてゐるが、一葉には文政六年五月とあり、これは修造の際の圖である。伝来所載されてゐます。

清田、吉田兩家の圖は、詳細に比較しますと黒い点が見られますか、その根模、構造に於ては、日本同一と考えられます。

のだけに、木組をよくみせて詳細に描かれていますから、現存しない建物だけに、当時の大手門の構造を知る上で、大変貴重な資料です。

大手櫻門へ秋山家文書を見えり。構造上分ら二分呼称が適当と筆者及思う
たゞては、昭和四十一年四月廿日笠井の「佐伯史談」第十五号、大手門の項で

詳述して、ますが、次のように興味ある点を書き落としています。

それが、吉田家伝来図に、深行三間・一尺五寸、折行二間半とあります。田端
時代武家であつた秋山家の文書へ現秋山医院秋山二郎氏蔵・享保十二年字
には、梁行三間・折行六間とあり、折行に於て一間余の差が出ています。これ
はなぜかといふと、圖に組書き記入のとおり、折行は五尺四寸を間と見て出して
いるからで、実際は六間であつても、實際は七間となつてゐるということです。
では、なぜ五尺四寸を一間として、折行を六間余はもつてきただけでよいのか。これ
は当時、建築物の場合、偶数を忌み嫌つてしたことからきてゐると思つて
いよいよです。それから秋山家の文書の場合は、記入者が別に大工さんではない関
係からか、そのような制約には頗る善く、そのまま記し左見に、このよう
な結果に至つたものと考えられます。

左方し、清田家圖には、別に折行、梁行の明記がありませんので、本間は
吉田家圖に記す数字を高さの撇書きと共に記入いたしました。

次に、この門は「温古知新錄」によれば、享保七年(一七二二)三月九日木べ事
所へ伺書(久南洪水により大破したので上居を石垣に冠木門を櫓門に建直)
を提出し、同年五月二日着工、櫓門石垣共に同年九月廿八日完成してしまつた。
楊載圖は年代の明記を欠くが、恐らくこの頃製作されたもので良なかつと思ひます。
なお、「温古知新錄」はさらく「上林大手門櫓」として、次のよう記入し

舊門者卑下而無腰板之便故承欽命當城主從五位下周防守毛利

舊門者卑下而無腰挺之便故承
欽命崇城主張立位下固防守毛羽氏藤原高寬新修造之

小林九左衛門

同作率舉行

同目

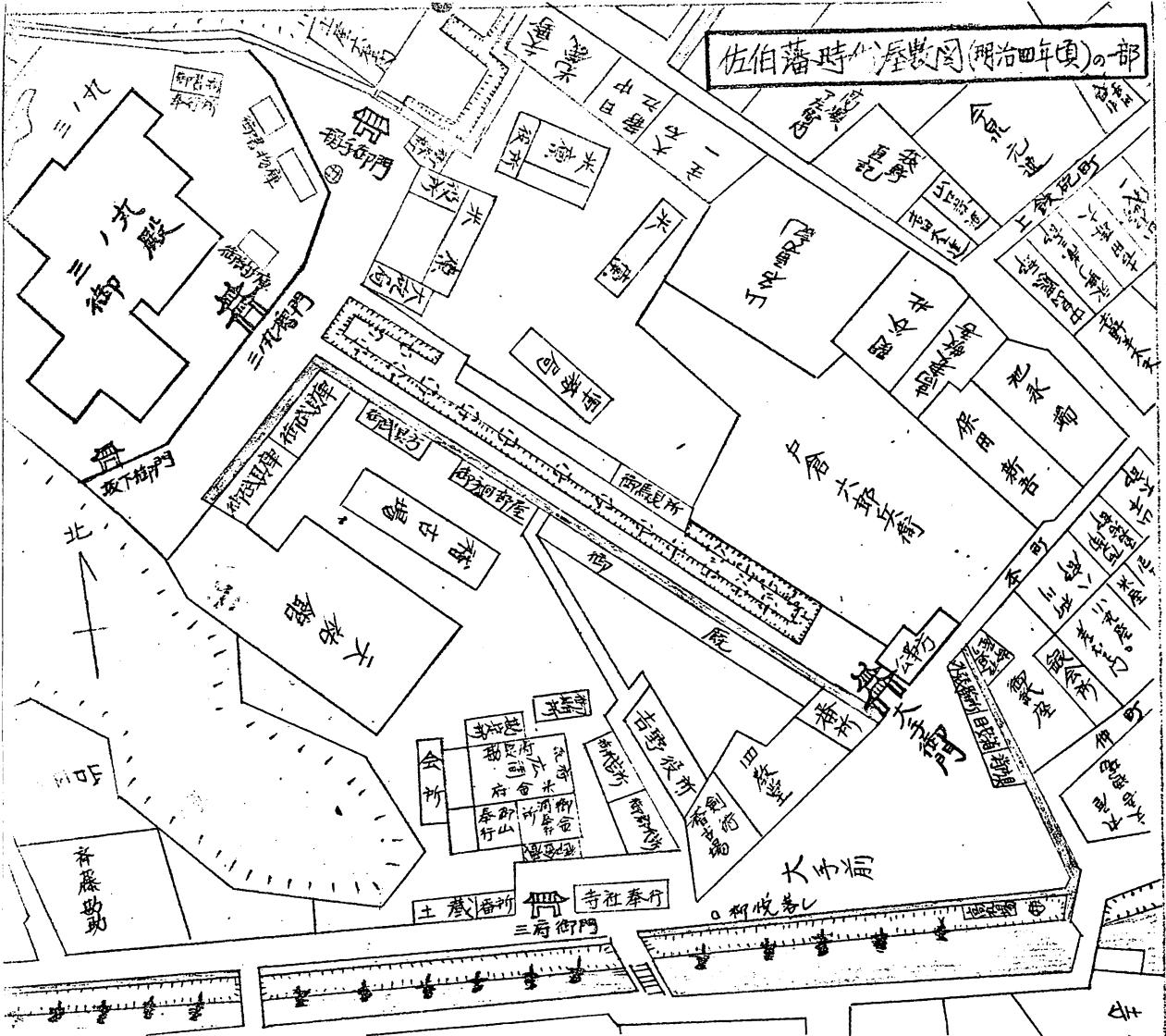
大工株源

は左ぶん、大手櫓門の棟札に記され

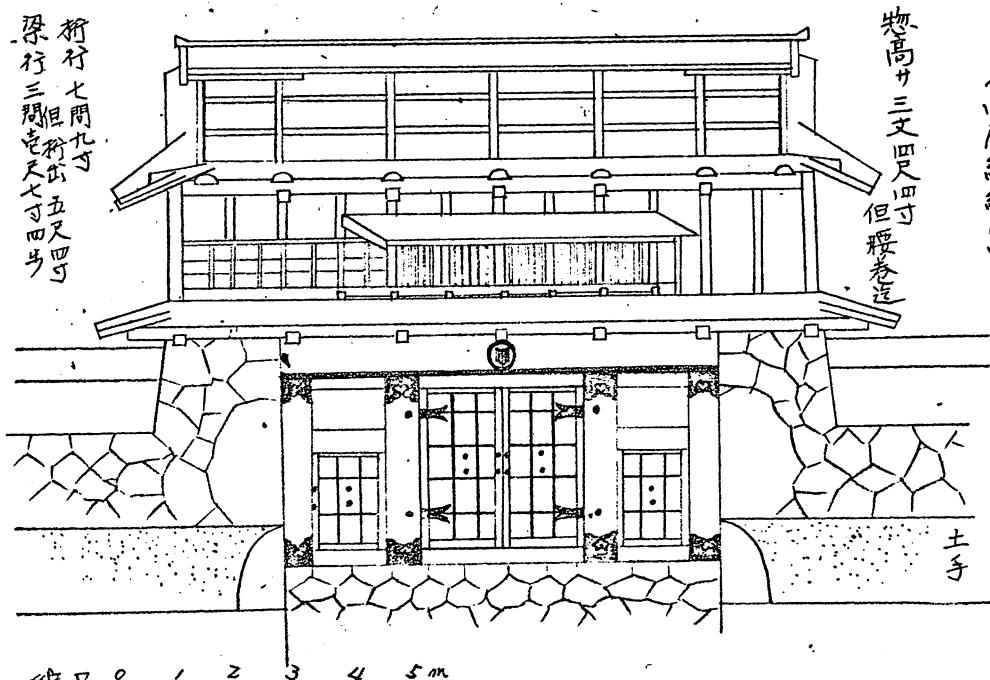
これによて、従来冠木門であったが、これは要害の地の要とし貧弱なので、石垣を築き櫓門に建て直したという理由がよかります。

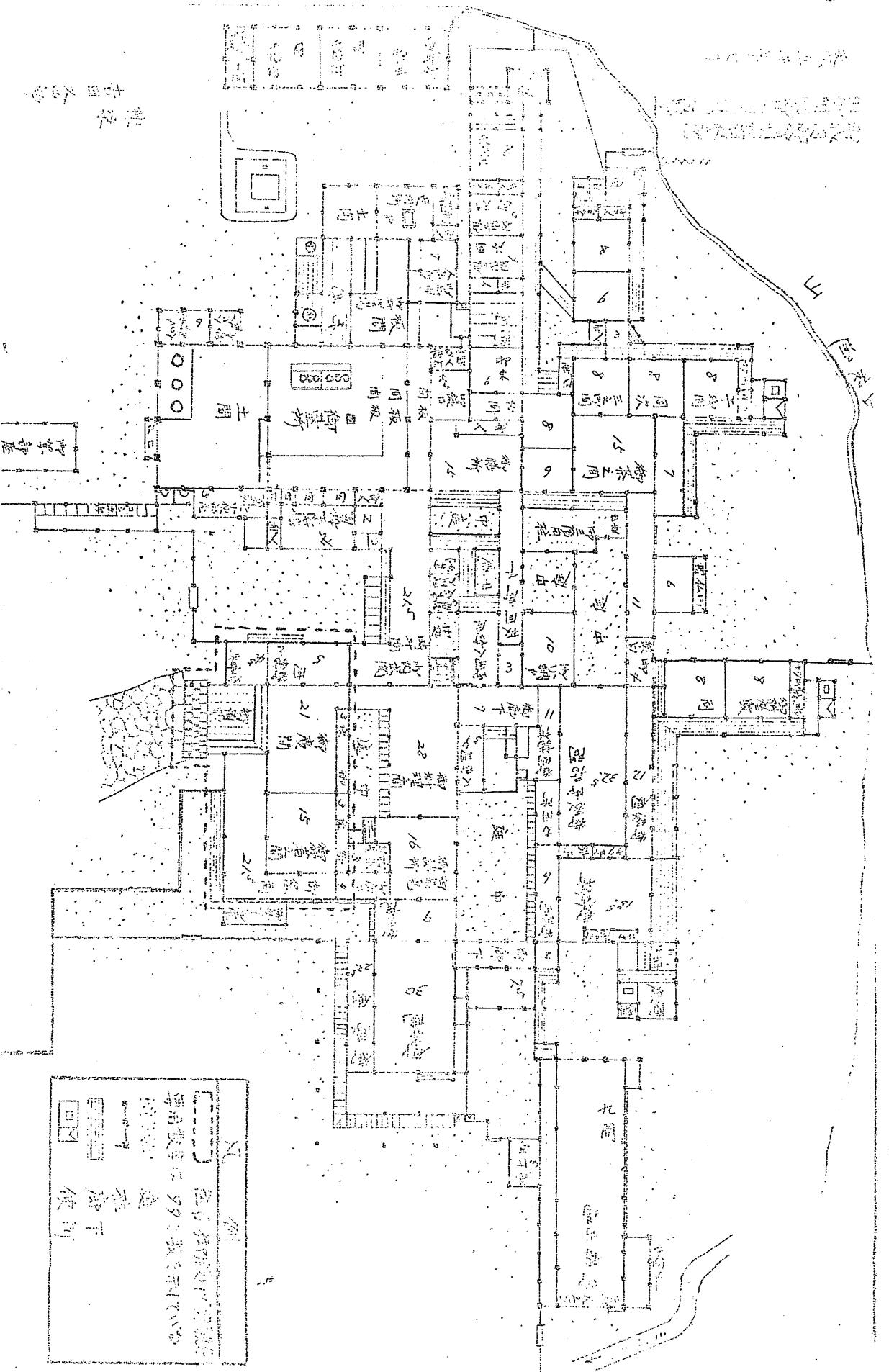
故に、門の左右に巨石を配し、又門扉上の折に矢筈紋を浮彫りして、分つ門扉には金具、筋鉄を入れるなどして、城郭の表門风ふさわしい、たる規模、意匠もへだ大手櫓門が出現したのであります。

佐伯藩時代の溝敷図(明治四年頃)の一部

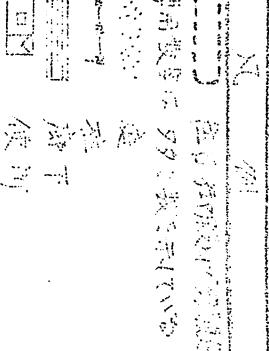


大手御矢倉
(圖説)





新居
古田
久助



次に、毛利氏第三代藩主・高尚公の代より、明治に至る迄、歴代藩主の居所となり、今日では、佐伯文化会館の敷地となつてゐる三ノ丸御殿の御城内御絵図懸掛取之圖（原圖寸法未定）とあります。しかし筆者の知る限りでは、三ノ丸御殿の圖として最古のものですが、筆者の方へ居所を移した当時の三ノ丸御殿が、このような規模、構造をもつていたか否かは全く不明です。

本國は、國にありますように、天保五年（一八三四）國で、棟梁吉田又四郎が、奥向台所を普請する際に作成し左國であり、同家に伝来所蔵するものが、三ノ丸御殿圖としてはこの他に、文久元年（一八六一）吉田家蔵（新一八六五、毛利家蔵）、明治四年（大正二年）吉田家蔵の三つがありますが、明治四年國を除き、三者は大同小異の圖です。

本國は平面間取圖であるため、現在その外観を知る事は大変困難ですが、幸い明治時代に撮影した御書院の古寫真、又昭和四十一年迄この地に残り現在住吉御殿となつてゐる、玄関を含む、御使者の間、御広間、御鐘の間

御番所や、吉田家に所蔵の御三階立面圖等より、ある程度の往時の景観を想像する事が出来ます。これらの資料から先年、油絵による復元圖を市内鉄砲町の保田善作画伯が試みられて、一時文化会館に展示していましたので御覽になつた読者も多いと思ひます。

本國を見て先ず思う事といえば、何といつても、その規模の大きさ、複雑な間取り、珍らしい部屋の名称等でないかと思ひます。それは江戸城の御殿を小規模にしたもので、表と奥に分けられています。

表は昼間、藩主が政務を取る所、奥は江戸城の大奥に似て、男子禁制の地で、御金の口と御鏡の口によつて表と

区別され、男といえど藩主以外は入る事の出来なかつたところであつたようです。この奥向の走物も、明治四年國には、当時佐伯県序會となつた為に不用となり消耗しています。

次に注目したのは、國中五下に臺所が描かれていましたが、この建物の様が他のそれと比較して、大変太く描かれていますことに気付くと思ひますが、これは、この様が特別大きめの建物であつたことを物語つてゐるようです。それは燈籠をもつて、養賢寺の庫裡のような構造の建物ではなかつたかと推測されます。

又、中央や、左上に御三階角柱と記入がありますが、この立面圖が吉田家に御三階圖として伝来所蔵されてゐることは先述しましたが、それによりますと、御三階の風流な建物で、恐らく、月見の宴、花見の宴など遊興の場として使用されたものと想像されます。

本國を詳細に観察していくと、他にもいろいろと興味を覚える点が多々、江戸時代の大名の居館を知る上で貴重な古國です。

（追記）

本國には、御舎臺の前に石ダミを書いていますが、これが天保五年の國にはありません。又右上の御簷古場といふ名称、御上簷といふ名称も共にありませんで、たゞ折行、深行の数字のみがこの部分には記入がなく、石ダミと名称の御簷古場、御上簷（又久元年國により、故意に筆者が記入したものであることをお断りしておきます）。

（以上）